（湘鎌大規第 17 号）

湘南鎌倉医療大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

第1章　総則

（目的）

第1条　この規程は湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）における公的資金等を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適切な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)「研究者」とは、本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行う全ての者（常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教授等の呼称を問わない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。）をいう。

(2)「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

(3)「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(4)「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

(5)「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

(6)その他、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から逸脱の甚だしい二重投稿、不適切なオーサーシップ等を含む。

（研究者の責務）

第3条　研究者は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めるものとする。

2　研究者は、不正行為を防止するため、本学の諸規程、行動規範その他の関係法令を遵守しなければならない。

3　研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

4　研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要とした各種データ等を適切に保存･管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

5　研究資料等の保存等については別に定める。

第2章　不正防止のための体制

（最高管理責任者）

第4条　本学に、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2　最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（研究倫理教育責任者）

第5条　本学に、研究者に対する研究倫理教育について、実質的な責任と権限を有する者（以下「研究倫理教育責任者」という。）を置き、教員の内から学長が指名する者をもって充てる。

2　研究倫理教育責任者は研究者に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第3章　告発の受付

（告発の受付窓口）

第6条　本学の研究活動の不正に関する告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、内部監査室に受付窓口（以下「告発窓口」という。）を設置し、当該室長が責任者となる。

（告発の受付体制）

第7条　研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ＦＡＸ、電子メール、電話又は面談等により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2　告発は原則として、顕名により行われるものとし、不正を行ったとする研究者、グループ、不正の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的・合理的理由を記載し、別紙様式により提出する。

3　内部監査室長は、匿名による告発について、必要と認める場合は、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4　内部監査室長は、告発を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

5　内部監査室長は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6　新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、内部監査室長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第8条　研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口に対して相談することができる。

2　告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3　相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、内部監査室長は最高管理責任者に報告するものとする。

4　前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告するものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第9条　告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

2　告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ＦＡＸ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講じるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3　前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章　関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第10条　この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2　最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密保持を徹底しなければならない。

3　最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4　最高管理責任者及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第11条　最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2　本学に所属する全ての者は、告発を理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3　最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人徳洲会職員就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
4　最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）
第12条　本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
2　最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人徳洲会職員就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
3　最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）
第13条　何人も悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
2　最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発その他必要な措置を講じる。
3　最高管理責任者は、公的研究費に係る前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章　事案の調査

（予備調査の実施）
第14条　第7条の規定に基づく不正行為の告発があった場合、又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査が必要と認めた場合は予備調査委員会を設置し、研究不正等の疑義が生じている研究分野の複数の関係する専門家等の協力を得て、速やかに予備調査を実施しなければならない。
2　予備調査委員会は、最高管理責任者が指名する3名以上の委員によって組織する。ただし、委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係がない者とする。
3　予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
4　予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る研究データ等を保全する措置をとること

ができる。

（予備調査の方法）

第15条　予備調査委員会は、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2　予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定）

第16条　予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

2　最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。

3　最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4　最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5　最高管理責任者は、公的研究費に係る本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

（調査委員会の設置）

第17条　最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

2　調査委員会は、次に掲げる委員（以下「調査委員」という。）をもって組織する。ただし、委員の半数以上が外部の者で構成されなければならない。

(1) 最高管理責任者が指名した者　若干名

(2) 当該事案に関する研究分野の学外研究者　若干名

(3) 学外の弁護士又は公認会計士等　若干名

3　調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める調査委員の中から、最高管理責任者が指名した者をもって充てる。

4　第2項第2号から第3号の調査委員は、最高管理責任者が委嘱する。

5　調査委員は、告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者でなければならない。

6　調査委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。

7　調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

8　調査委員会の事務は、関係部署の協力を得て管理部が処理する。

（本調査の通知）

第18条　最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を通知し告発者及び被告発者に通知するとともに本調査への協力を求める。被告発者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

2　告発者及び被告発者は、前項の通知日から7日以内に、書面により、最高責任者に対して調査委員に関する異議申立てができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査の実施）

第19条　調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に本調査を開始するものとする。

2　調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング等により本調査を行う。この際、被告発者に弁明の機会を設けなければならない。

3　調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

4　告発者及び被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。退職後も同様とする。

（本調査の対象）

第20条　本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第21条　調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2　告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3　調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第 22 条　調査委員会は、本調査の終了前であっても、公的研究費に係る告発事案については、当該研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第 23 条　調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第 24 条　調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、被告発者は自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2　前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 19 条第 3 項に定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

（認定の手続）

第 25 条　調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2　前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3　調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4　前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5　調査委員会委員長は、第 1 項及び第 3 項に定める認定をしたときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

（認定の方法）

第 26 条　調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2　調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3　調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

第 27 条　最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2　最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3　最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

第 28 条　研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2　告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項と同じく、不服申立てをすることができる。

3　不服申立ての審査は、第 17 条に定める調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4　前項に定める新たな調査委員は、第 17 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。

5　調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するもの

とする。

6　調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者にその旨報告する。最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7　最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、公的研究費に係る告発事案については資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第 29 条　前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2　前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3　調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

4　最高管理責任者は、本条第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、公的研究費係る事案については資金配分機関及び関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

第 30 条　最高管理責任者には、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2　前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3　前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告

発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4　研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5　前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6　最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第 7 章 措置及び処分

（本調査中における一時的措置）

第 31 条　最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2　最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する公的研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

第 32 条　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第 33 条　最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2　被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3　最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する

ものとする。

（措置の解除等）

第 34 条　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第 35 条　最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、学校法人徳洲会職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2　最高管理責任者は、公的研究費に係る事案で、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

（是正措置等）

第 36 条　本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2　最高管理責任者は公的研究費に係る事案で、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

第 8 章　その他

（規程の改廃）

第 37 条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

年　　月　　日

湘南鎌倉医療大学長　殿

所　属：
連絡先：
氏　名：　　印

湘南鎌倉医療大学における研究活動上の防止及び対応に関する規程第 7 条第 2 項の規定に基づき，下記の研究者の不正について告発します。

記

１．不正を行ったとする研究者又は研究グループ名
所属：

氏名又はグループ名：

２．不正の態様等及び事案の内容（該当する番号に○を付し、内容を下欄に記載）

①捏　造　　②改 ざ ん　　③盗　用　　④その他

３．上記の理由
①～④とする「科学的・合理的理由」
